

## 岩手中部土地改良区公告 第54号

岩手中部土地改良区営の建設工事請負契約及び建設関連業務委託契約に係る指名競争入札の参加者の資格に関する規程（岩手中部土地改良区契約規程。以下「規程」という。）第19条の規定により、令和3年度及び令和4年度において、岩手中部土地改良区営建設工事及び建設関連業務の指名競争入札に参加しようとする者の指名競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間等を次のとおり定めた。

令和3年1月8日

岩手中部土地改良区 理事長 及川 哲朗



### 1. 岩手中部土地改良区営建設工事

#### 1) 受付の対象となる指名競争入札参加資格基準

- (1) 次に掲げる希望工事種別に応じて建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により許可を受けている者であること。
  - ①土木一式工事 ②建築一式工事 ③電気工事 ④管工事 ⑤鋼構造物工事 ⑥舗装工事
  - ⑦塗装工事 ⑧機械器具設置工事 ⑨電気通信工事 ⑩造園工事
- (2) 規程第4条第1項の規定に該当する者、又は規程第4条第2項の規定により処分を受けた者にあつては、その処分の期間を経過するまで申請書を提出することができない。
- (3) 希望する工事種別に、国土交通大臣又は都道府県知事から経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受けた者であること。なお、審査基準日（決算日）が令和元年10月1日以降のものに限る。
- (4) 希望する工事種別に完成工事高があること。
- (5) 支店又は営業所は、次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 支店又は営業所として常時事務所が設置されていること。
  - イ 経営管理責任者及び専任技術者が常勤していること。

#### 2) 申請書の受付期間等

##### (1) 受付期間と提出方法

令和3年2月1日（月）から令和3年3月31日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、締切日当日の消印まで有効とする。郵送等での提出の際は、受付書返送用の封筒又は受付確認用の葉書を同封すること。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り、郵送で提出すること。

##### (2) 提出書類

- ア 指名競争入札参加資格審査申請書（建設工事）
- イ 建設業許可通知書【写し】
- ウ 支店、営業所一覧表
- エ 希望する工事種別の工事経歴書（申請直前2年分）
- オ 希望する工事種別の工事施工金額調書（申請直前2年分）

- カ 直前1年間分を対象とした法人税(個人事業主の場合は所得税)、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税に係る納税証明書【写し】(支店・営業所等に委任する場合はその所在地の証明書)(いずれも未納がないことを証明するもの)
- キ 技術者経歴書
- ク 主要取引金融機関調書
- ケ 法人の場合は登記事項証明書【写し】(履歴事項全部証明書)、個人事業主の場合は身分証明書【写し】(本籍地の市町村で発行するもの)(証明書は発行後3か月以内のものに限る)
- コ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書【写し】(審査基準日(決算日)が令和元年10月1日以降のもの)
- サ 営業用機械器具調書
- シ 使用印鑑届【原本】及び印鑑証明書【写し】
- ス 委任状【原本】(支店・営業所等に権限を委任される場合)

(3) 書類提出場所

〒024-0333 岩手県北上市和賀町長沼6地割131番地1 岩手中部土地改良区 総務課

(4) 申請書等の提出方法及び部数

申請書類はA4サイズで、上記(2)提出書類のア～スの順に、各1部提出するものとする。

(5) 提出書類の様式

岩手県様式に準ずるものとする。

3) 岩手中部土地改良区営建設工事指名競争入札参加資格者名簿の登載

提出書類の審査を経て、令和3年4月に開催される理事会において議決された者を岩手中部土地改良区営建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載する。

4) 変更届及び承継申請書の提出

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、任意の様式による変更届及び承継申請書にその事実を証明する適宜の書類を添付し、速やかに理事長に提出しなければならない。

- (1) 本社等の所在地、電話番号等を変更した場合。
- (2) 商号又は名称を変更した場合。
- (3) 法人の代表者の氏名、個人事業主はその者の氏名を変更した場合。
- (4) 受任者を変更した場合。
- (5) 資本金を変更した場合。
- (6) 技術者名簿の記載事項に変更があった場合。
- (7) 法の規定に基づく許可の更新、許可換え又は許可区分を変更した場合。
- (8) 廃業した場合。
- (9) 個人から法人となり承継をした場合。
- (10) 個人事業者の死亡等により承継した場合。
- (11) 法人が合併等により承継した場合。
- (12) その他提出書類の記載事項に重大な変更があった場合。

5) 経営事項審査結果通知書の提出

申請者は毎年、経営事項審査を申請し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受領

した後、速やかにその写しを提出すること。

6) 受付期間後に提出された指名競争入札参加資格審査申請書（建設工事）の取り扱い

受付期間後に提出された申請書は、令和3年4月1日以降3月毎に区切り、提出書類の審査を経て、その後最初に開催される理事会において議決された者を有資格者名簿に追加登載する。なお、申請書の有効期間は令和5年3月31日までとする。

## 2. 岩手中部土地改良区営建設関連業務

### 1) 受付の対象となる指名競争入札参加資格基準

- (1) 測量、建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要となる登録を受けていること。
- (2) 規程第4条第1項の規定に該当する者、又は規程第4条第2項の規定により処分を受けた者にあつては、その処分の期間を経過するまで申請書を提出することができない。
- (3) 希望する業種に実務実績があること。
- (4) 支店又は営業所は、次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 支店又は営業所として常時事務所が設置されていること。
  - イ 経営管理責任者及び専任技術者が常勤していること。

### 2) 申請書の受付期間等

#### (1) 受付期間と提出方法

令和3年2月1日（月）から令和3年3月31日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、締切日当日の消印まで有効とする。郵送等での提出の際は、受付書返送用の封筒又は受付確認用の葉書を同封すること。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り、郵送で提出すること。

#### (2) 提出書類

- ア 指名競争入札参加資格審査申請書（建設関連業務）
- イ 業態調書
- ウ 支店、営業所一覧表
- エ 測量、建設コンサルタント等の登録証明書【写し】
- オ 希望する業務種別の測量等実績調書（申請直前2年分）
- カ 直前1年間分を対象とした法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税に係る納税証明書【写し】（支店・営業所等に委任する場合はその所在地の証明書）（いずれも未納がないことを証明するもの）
- キ 技術者経歴書
- ク 法人の場合は登記事項証明書【写し】（履歴事項全部証明書）、個人事業主の場合は身分証明書【写し】（本籍地の市町村で発行するもの）（証明書は発行後3か月以内のものに限る）
- ケ 法人の場合は決算書等の財務諸表、個人事業主の場合は収支計算に関する書類（申請直前1年分）
- コ 使用印鑑届【原本】及び印鑑証明書【写し】
- サ 委任状【原本】（支店・営業所等に権限を委任される場合）

(3) 書類提出場所

〒024-0333 岩手県北上市和賀町長沼6地割131番地1 岩手中部土地改良区 総務課

(4) 申請書等の提出方法及び部数

申請書類はA4サイズで、上記(2)提出書類のア～サの順に、各1部提出するものとする。

(5) 提出書類の様式

岩手県様式に準ずるものとする。

3) 岩手中部土地改良区営建設関連業務指名競争入札参加資格者名簿の登載

提出書類の審査を経て、令和3年4月に開催される理事会において議決された者を岩手中部土地改良区営建設関連業務指名競争入札参加資格者名簿に登載する。

4) 変更届及び承継申請書の提出

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、任意の様式による変更届及び承継申請書にその事実を証明する適宜の書類を添付し、速やかに理事長に提出しなければならない。

- (1) 本社等の所在地、電話番号等を変更した場合。
- (2) 商号又は名称を変更した場合。
- (3) 法人は代表者の氏名、個人事業主はその者の氏名を変更した場合。
- (4) 受任者を変更した場合。
- (5) 資本金を変更した場合。
- (6) 技術者名簿の記載事項に変更があった場合。
- (7) 法の規定に基づく許可の更新、許可換え又は許可区分を変更した場合。
- (8) 廃業した場合。
- (9) 個人から法人となり承継をした場合。
- (10) 個人事業者の死亡等により承継した場合。
- (11) 法人が合併等により承継した場合。
- (12) その他提出書類の記載事項に重大な変更があった場合。

5) 受付期間後に提出された指名競争入札参加資格審査申請書（建設関連業務）の取り扱い

受付期間後に提出された申請書は、令和3年4月1日以降3月毎に区切り、提出書類の審査を経て、その後最初に開催される理事会において議決された者を有資格者名簿に追加登載する。なお、申請書の有効期間は令和5年3月31日までとする。